沖縄国際交流体験促進事業費補助金実施要領

令和５年２月３日制　定
令和５年４月 21 日一部改正
令和６年６月 13 日一部改正

（通則）

沖縄国際交流体験促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 21 条の規定に基づき、沖縄国際交流体験促進事業費補助金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

第１　事業の種類

沖縄国際交流体験促進事業費補助金において実施する事業（以下「本事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

（１）県内ホームステイの推進
（２）日帰り交流事業の推進

第２　実施主体

本事業の実施主体は、十分な組織体制を有し、教育委員会等との協力体制を構築し、かつ本事業の実施に当たり傷害保険に加入している等、本事業を安全かつ効率的に実施できるものと認められる団体とする。

第３　対象者

本事業は、原則として、沖縄県内（以下「県内」という。）の小学校に在籍する児童及び中学校、高等学校に在籍する生徒のうち、おおむね以下の学年の者を対象とする。

（１）小学校第３学年、第４学年、第５学年及び第６学年の児童
（２）中学校第１学年、第２学年及び第３学年の生徒
（３）高等学校第１学年、第２学年及び第３学年以上の生徒

第４　事業の内容

１．県内ホームステイの推進

県内在住の外国人宅へ、２泊３日以下※の宿泊を伴う交流体験（外国語学習、料理体験等）を行うべく、参加希望の児童・生徒（以下「参加希望者」という。）と本事業に参加する児童・生徒（以下「参加者」という。）を受け入れる県内在住の外国人家庭（以下「受け入れ家庭」という。）との仲介等を行う。なお、参加者が必ず受け入れ家庭との間で外国語による交流を行い、日常生活では得られない国際交流体験ができるよう体験プログラムを企画すること。

※内閣府の補助事業に独自事業を追加し、２泊３日を超える体験プログラムを企画することも可能とするが、補助対象経費は２泊３日以下の範囲で積算すること。

具体的には以下の通り。

・県内学校及び教育委員会（以下「教育委員会等という。」）に対する本事業の紹介、教育委

員会等を通じた参加希望者の募集及び参加者の選定
・受け入れ家庭の募集、選定及び研修
・参加希望者及び参加者に係る情報（外国語への関心度、生活態度等）について教育委員会等との必要な連携及び情報収集
・参加者と受け入れ家庭との仲介及び参加者に係る情報の伝達（希望条件、プログラム内容、アレルギー対策等）
・参加者からの必要経費の徴収及び受け入れ家庭への必要経費の支払い
・参加者へのアンケートの実施
・年度末における事業の実施内容のとりまとめ及び内閣府への報告

なお、本事業を活用した県内ホームステイへの児童・生徒の参加は同一年度内に１回限り補助事業の対象とする。

２．日帰り交流の推進

県内児童・生徒と外国人家庭との半日程度の交流体験（外国語学習、料理体験等）を行うべく、参加希望者及び参加者と受け入れ家庭の仲介等を行う。なお、参加者が必ず受け入れ家庭との間で外国語による交流を行い、日常生活では得られない国際交流体験ができるよう体験プログラムを企画すること。

具体的には以下の通り。

・教育委員会等に対する本事業の紹介、教育委員会等を通じた参加希望者の募集及び参加者の選定
・受け入れ家庭の募集、選定及び研修
・参加希望者及び参加者に係る情報（外国語への関心度、生活態度等）について教育委員会等との必要な連携及び情報収集
・参加者と受け入れ家庭との仲介及び参加者に係る情報の伝達（希望条件、プログラム内容、アレルギー対策等）
・参加者からの必要経費の徴収及び受け入れ家庭への必要経費の支払い
・参加者へのアンケートの実施
・年度末における事業の実施内容のとりまとめ及び内閣府への報告

なお、本事業を活用した日帰り交流への児童・生徒の参加は同一年度内に１回限り補助事業の対象とする。

第５　事業費を積算する際の基準

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

①実施主体が参加者から徴収している費用であって、主に本事業の実施に係る経費として徴収している費用、及び本事業の実施の事前準備もしくは保護者への説明に係る経費として徴収している費用（以下「体験料等」という。）については、補助の対象とする。

②体験料等について、休憩料、光熱水道費、寝具清掃費、室内清掃費等、実質的に受け入れ家庭宅の寝具や部屋の使用料とみなされるような経費が含まれている場合は、これらの経費を含む体験料等のすべてを補助の対象外とする。

③体験料等について、原則として、県内ホームステイの推進の場合はその金額が一泊一人当たり１万８千円を超える場合は、１万８千円を、二泊一人当たり３万６千円を超える場合は３万６千円を補助対象金額の上限とし、日帰り交流の推進の場合はその金額が一人当たり９千円を超える場合は、９千円を補助対象金額の上限とする。

④本事業について教育委員会等への広報活動等を行うため、当該活動に直接かかる経費（当該活動に従事する職員への旅費、広報冊子作成のための印刷製本費、説明会の実施に係る会場借り上げ費用等）についても補助の対象とする。なお、本事業の実施に直接かかわらない経費については、いかなる費目であってもこの限りではない。

第６　補助対象経費の詳細

補助の対象となる経費の詳細については以下のとおりとする。

１．体験料等

国際交流体験事業の体験料及びその他経費（事前調整費、保護者説明会実施費等）（第５③で示した上限額及び実施主体が参加者から徴収した費用の２倍を超えないもの）

２．諸謝金

沖縄国際交流体験促進事業の広報活動等に当たり従事する職員の報酬及び委嘱された者又は協力者に対する謝金。

３．旅　費

沖縄国際交流体験促進事業の実施主体に従事する職員や沖縄国際交流体験促進事業の広報活動等に当たり従事する職員が、沖縄国際交流体験促進事業の広報活動等に必要であると認める説明会や協議会等に出席するために必要な経費。

４．雑　費

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費及び備品費、その他本事業の実施に必要な経費は補助の対象とする。

５．委託費

本事業の一部の実施を他者へ委託するための経費。

附　則

この決定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この決定は、令和５年４月２１日から適用する。

附　則

この決定は、令和６年６月１３日から適用する。